8/20 北海道（7面）

月曜討論

原子力規制委員会のあり方

東京電力福島第1原発事故の教訓を踏まえ、新たな原子力規制委員会が9月に発足する。国家行政組織法3条に基づく独立性の高い組織で、原子力規制を一元的に担うが、原発の安全基準づくりなど難問は多い。規制委が担うべき役割や課題について識者に聞いた。

厳格な安全基準策定を

千葉大名誉教授　新藤　宗幸さん

福島の事故を招いたのは、原発推進役の経済産業省と、規制をすべき原子力安全・保安院が混然一体となり、安全審査が徹底されなかったのが大きな理由です。その反省を踏まえ、独立性の高い機関が求められました。

新たに発足する原子力規制委員会は、委員の人選に問題があります。委員長候補者は原子力委員会の委員長代理を務めたこともあり、本来の徹底した規制ができるのか疑問。原子力工学の専門家ではなくても幅広い科学技術の知識があり、政治との距離をどう取るかなどの見識がある人なら務められるはずです。

しんどう・むねゆき　中央大大学院修了。東京都市研究所研究担当常務理事も務める。専門は行政学、政治学。66歳。

規制委の大きな課題は、原発の運転を再開する場合の安全基準の策定。関西電力大飯原発（福井県）の再稼働を認めた暫定基準は、本来の安全基準とは言えません。福島で問題になった津波を防ぐための堤防のかさ上げや、事故対策拠点となる免震重要棟の建設は、3～5年以内に設置する計画を出させただけで運転を認めてしまいました。

規制委は、再稼働させたい政府の暫定基準を踏襲せずに、新たな安全基準を設定し、これに適合しなければ運転を認めないような強い対応をすべきです。最新の安全対策をプラントに義務付ける「バックフィット制度」も、まさに安全基準の内容と審査にかかっています。審査過程の情報公開なども欠かせません。

大飯原発や北陸電力志賀原発（石川県）の敷地内で見つかった活断層の疑いがある地質の調査も課題。徹底的に調査し、必要ならば運転停止を命じることも必要です。

原子炉等規制法は運転から40年たった原発を原則廃炉にすると定めていますが、規制委の権限で20年延長し、60年まで運転させることができます。ただ、最初に日本で原発が動いた時は30年で廃炉でした。廃炉延長の審査は厳格に行うべきです。今後は福島原発の廃炉作業なども出てきますが、使用済み核燃料の処理にどう影響力を発揮していくのかも課題です。

（東京報道　安本浩之）

判断の説明義務も負う

日本原子力産業協会理事長　服部　拓也さん

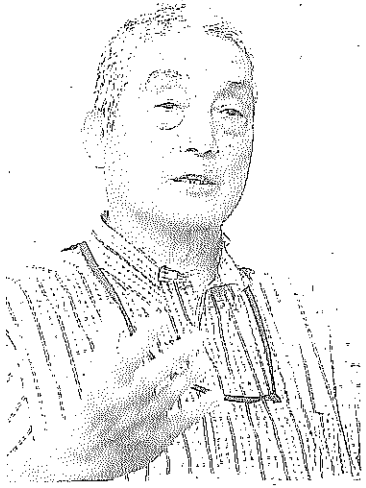

原子力規制委員会の発足は、国民の原発に対する信頼を回復できるかどうかの正念場です。日本経済を考えると、原発を完全にゼロにするのは非現実的。原子力は国策の側面がある。規制委が従来と一線を画した厳しい安全規制を担うのはもちろんですが、原発立地の地元住民らを交えて議論を透明化するなど地道な取り組みを積み重ねるべきです。

一方、原発の安全確認は科学的、合理的でなくてはなりません。再稼働をめぐり、既存原発にも最新の安全対策を求める「バックフィット制度」が導入されます。規制委は欧米動向を踏まえたうえで、対策をどこまで講じれば再稼働できるか見極める責任があります。

はっとり・たくや　東京大大学院修了。東京電力福島第1原発所長、同社副社長などを経て07年から現職。68歳。

緊急度が低く、運転再開後でも大丈夫な安全対策もあるでしょう。規制委は下した判断の理由を十分に説明する義務も負います。

原子炉の運転制限を40年とする政府方針は再検討が必要です。原発事故を踏まえた「目安」なら分かりますが、一律に制限するなら乱暴です。原発の新増設は難しい状況ですから、あくまで原発ごとに運転実績や原子炉の劣化度合いなどを検討し、運転継続か廃炉かを決めなければなりません。委員5人の責任ある判断を期待します。

規制委の発足で、従来の問題をすべて解決することはできません。事務局の原子力規制庁は、事故対応で批判を浴びた原子力安全・保安院の職員が横滑りします。彼らが電力会社に負けない専門知識を養い、電力会社の意識改革まで促せるかどうかが問われています。電力会社も国から安全の「お墨付き」をもらえれば良い、との発想を捨てなければいけません。

国内で閉じていては駄目。例えば海外の学識経験者を中心とした諮問委員会をつくり、助言を受けられるようにしてはどうでしょう。現場に外国人技術者を招いてもいい。世界最高水準の安全を目指すなら、できることはまだまだあります。

（東京報道　十亀敬介）